## 職員の懲戒処分について

		No.			No. 1
処	分	年	月	日	令和2年4月24日
処	分	の	種	類	停職6月
処	分	0)	理	由	駐車場における酒気を帯びた状態での普通乗用自動車の運転
					(概要) 被処分者は、令和2年1月9日(木)午後9時15分頃、北上市諏訪町の有料 駐車場において酒気を帯びた状態で普通乗用自動車を運転し、駐車してあった 他の自動車に接触させた。
事年	件	:	発	生日	令和2年1月9日(木)
被年	処	分	者	の齢	53 歳
被性	処	分	者	の 別	男性
被所	処	分	者	の属	県立高等学校
被	処么	分者	ťの	職	教諭
備				考	中部教育事務所管内 (花巻市、北上市、遠野市、西和賀町)

## 職員の懲戒処分について(令和2年5月18日教育委員会議定例会)(議案第4号関係)

		No.			No. 1
処	分	年	月	日	令和2年5月18日
処	分	の	種	類	停職1月
処	分	の	理	由	建造物侵入及び軽犯罪法違反
					(概要) 被処分者は、令和2年1月24日(金)午後6時頃から午後8時30分頃の間に、盛岡市内の飲食店において女性用トイレに入り、カメラを設置し撮影録画した。
事年	件	月	発	生日	令和2年1月24日(金)
被年	処	分	者	の齢	20 歳代
被性	処	分	者	の 別	男性
被所	処	分	者	の属	中学校
被处	匹 タ	)	<b>デ</b> の	職	教諭
備				考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)